

養護老人ホーム東総園基準該当短期入所生活介護 及び養護老人ホーム東総園基準該当介護予防短期 入所生活介護事業所運営規程

平成28年4月1日

改正 令和元年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、養護老人ホーム東総園基準該当短期入所生活介護及び養護老人ホーム東総園基準該当介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する基準該当短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年千葉県条例68号)に基づく管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な基準該当短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所は、事業の実施に当たっては、旭市並びに地域保健、医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 養護老人ホーム東総園
- (2) 所在地 千葉県旭市イの1326番地

(職員の職種及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び職務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者 事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、円滑な業務運営を図る。
- (2) 介護福祉士及び介護職員 基準該当短期入所生活介護及び基準該当介護予

防短期入所生活介護の提供を行う。

(3) 事務職員 必要な事務を行う。

(利用料その他の費用の額)

第5条 基準該当短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、法令等に定める額を利用者から受領するものとする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない基準該当短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護を提供した場合に利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業所は、前2項に規定するもののほか、別表に掲げる費用を徴収するものとする。

4 前3項の費用の額にかかわるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は利用者の家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

(緊急時等における対応方法)

第6条 職員は、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、医療機関への受診等の対応を行うとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、旭市の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 管理者は、職員の資質向上を図るため研修の機会を次の各号に掲げるとおり設けるとともに、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月

(2) 継続研修 年3回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。退職の後も同様とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、地方独

立行政法人総合病院国保旭中央病院が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日改正）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種別	金額	備考
食事の提供に要する費用 (1日当たり)	1,650円	介護保険負担減額証の交付を受けた者 あつては、当該認定証に記載されてい る額とする。ただし、入退所時につい ては、次の区分に応じて徴収する。 朝食 410円 昼食 670円 夕食 570円
滞在に要する費用 (多床室・1日当たり)	855円	介護保険負担減額証の交付を受けた者 あつては、当該認定証に記載されてい る額とする。
利用者が選定する特別な食事 の費用	実費	
理美容代	実費	
日常生活費のうち、利用者が 負担することが適当と認めら れるもの	実費	